

平成27年度

## 介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくしくみです。

また、介護保険制度は、皆さんの介護保険料と公費を財源として運営されていますので、制度へのご理解とご協力をお願いします。



### ◇第6期(平成27～29年度)の段階別介護保険料年額

◇65歳以上の方の介護保険料は、前年中の本人の収入と、世帯の課税状況をもとに、一人ひとりの保険料額が決められています。ただし、前年の収入が、無収入の方や、年金等が非課税所得(遺族年金、障害年金等)となるために税の申告が不要とされる方も、介護保険料算出のため申告する必要がありますので、介護保険課へお問い合わせください。

敦賀市の平成27～29年度の保険料基準額: 72,600円(年額)

| 段階    | 対象者   | 保険料率                      | 保険料年額                |
|-------|---|---------------------------|----------------------|
| 第1段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人</li> </ul>                      | 基準額 × 0.45<br>(基準額 × 0.5) | 32,600円<br>(36,300円) |
| 第2段階  | 本人が市民税非課税で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の人全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人</li> </ul>        | 基準額 × 0.7                 | 50,800円              |
| 第3段階  | 本人が市民税非課税で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の人全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円を超える人</li> </ul>      | 基準額 × 0.8                 | 58,000円              |
| 第4段階  | 本人が市民税非課税で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>同じ世帯に市民税を課税されている人がいて、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人</li> </ul>  | 基準額 × 0.9                 | 65,300円              |
| 第5段階  | 本人が市民税非課税で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>同じ世帯に市民税を課税されている人がいて、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超える人</li> </ul> | 基準額 × 1.0                 | 72,600円              |
| 第6段階  | 本人が市民税課税で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人</li> </ul>                                 | 基準額 × 1.2                 | 87,100円              |
| 第7段階  | 本人が市民税課税で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人</li> </ul>                          | 基準額 × 1.3                 | 94,300円              |
| 第8段階  | 本人が市民税課税で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人</li> </ul>                          | 基準額 × 1.5                 | 108,900円             |
| 第9段階  | 本人が市民税課税で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の人</li> </ul>                          | 基準額 × 1.6                 | 116,100円             |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の前年の合計所得金額が500万円以上の人</li> </ul>                                 | 基準額 × 1.8                 | 130,600円             |

※平成27年度、平成28年度の第1段階の保険料は軽減制度実施により、

保険料率は基準額 × 0.45、保険料年額は32,600円となります。